



別 添

保医発0416第17号
令和6年4月16日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公 印 省 略）

データの提出に遅延等が認められた保険医療機関における
外来データ提出加算等の取扱いについて

「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）に規定する項目のうち、区分番号「B001-3」生活習慣病管理料の注4、区分番号「C002」在宅時医学総合管理料の注13、区分番号「C002-2」施設入居時等医学総合管理料の注7、区分番号「C003」在宅がん医療総合診療料の注7、区分番号「H000」心大血管疾患リハビリテーション料の注5、区分番号「H001」脳血管疾患等リハビリテーション料の注7、区分番号「H001-2」廃用症候群リハビリテーション料の注7、区分番号「H002」運動器リハビリテーション料の注7及び区分番号「H003」呼吸器リハビリテーション料の注5に規定するデータ提出加算（以下「外来データ提出加算等」という。）については、データの提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等が認められた保険医療機関は、当該月の翌々月以降において当該加算が算定できないこと等とされており、また、「算定ができなくなった月以降、再度、データ提出の実績が認められた場合については、翌々月以降について、算定ができる。」とされているところ。

今般、別添1～3の保険医療機関において、令和6年3月21日12時（配送による場合は翌日）までに提出すべきデータの提出に遅延等が認められたため、令和6年5月以降の外来データ提出加算等が算定できないこと及び別添4～6の保険医療機関においては、当該期間に提出すべきデータの提出について、データ提出の実績が認められたため、令和6年5月以降の外来データ提出加算等が算定できることからその取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

【外来データ提出加算】

保険医療機関名	住所	適用期間
該当医療機関なし		令和6年5月1日から次の提出実績が認められた月の翌月まで

【在宅データ提出加算】

保険医療機関名	住所		適用期間
久保田脳神経外科クリニック	4870024	愛知県春日井市大留町9-3-2	令和6年5月1日から次の提出実績が認められた月の翌月まで
医療法人社団いでした内科・神経内科クリニック	7391734	広島県広島市安佐北区口田3丁目31-11	

【リハビリテーションデータ提出加算】

保険医療機関名	住所		適用期間
久保田脳神経外科クリニック	4870024	愛知県春日井市大留町9-3-2	令和6年5月1日から次の提出実績が認められた月の翌月まで
永野整形外科クリニック	6390266	奈良県香芝市旭ヶ丘4-2-1	
医療法人社団いでした内科・神経内科クリニック	7391734	広島県広島市安佐北区口田3丁目31-11	

【外来データ提出加算】

保険医療機関名	住所	適用期間
該当医療機関なし		令和6年5月1日から

【在宅データ提出加算】

保険医療機関名	住所		適用期間
医療法人財団千葉健愛会あおぞら診療所	2710074	千葉県松戸市緑ヶ丘2-357ソフィア1階A号・B号	令和6年5月1日から

【リハビリテーションデータ提出加算】

保険医療機関名	住所		適用期間
久保田整形外科クリニック	2870003	千葉県香取市佐原イ1027-2	令和6年5月1日から
磯村医院	4910804	愛知県一宮市千秋町佐野字五反田21	
はしぐち整形外科クリニック	5230821	滋賀県近江八幡市多賀町460番地	
医療法人京向日葵会淀ひまわりクリニック	6128275	京都府京都市伏見区納所町568番地5	
宇野津整形外科医院	6712224	兵庫県姫路市青山西1丁目11番13号	
医療法人社団清流会双樹クリニック	7380024	広島県廿日市市新宮二丁目1番15号	